

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	大子町 (083640)
地域名 (地域内農業集落名)	袋田1 (袋田・下津原・南田気)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	12.89 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	9.07 ha
② 田の面積	6.09 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	6.8 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.7 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1.7 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha

(備考)

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

地区内耕作者の平均年齢は、60歳となっており、耕作者の高齢化、後継者不足により現在の耕作地11.19ha中2.7haが耕作者不在となる恐れがある。

当地域内の主要作物は水稻であるが、価格の低下や、人口減少により農家数は減少傾向であり、担い手の確保が急務である。

農家数の減少により、草刈り等の農地の保全管理が課題となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

当地域内の主要作物は水稻であり、中心となる経営体へ農地の集積及び集約による規模拡大を進め、農作業の効率化・コスト縮減を図る。また、自給的農家についても、地域内での共同作業を進め、農作業の効率化や経費削減により、持続可能性を高める。

地域内の所得向上、遊休農地対策として枝物の普及促進を行う。

新規就農者、担い手の育成を町と連携し推進すると共に、後継者対策として兼業農家の維持に努める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者等)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	25.6 %	将来の目標とする集積率	39.6 %
--------	--------	-------------	--------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

担い手を中心に集積・集約化を、農地中間管理機構を通じて進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組

担い手を中心に集積・集約化を進め、面積の拡大を農業委員、農地利用最適化推進委員と調整し、農地中間管機構を通じて進める。

(2)農地中間管理機構の活用方法

保全エリア以外を重点実施区域とし、将来の経営農地の集約化を目指し、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

(3)基盤整備事業への取組

基盤整備の必要性について、担い手を中心に検討していく。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組

新規就農者支援について、認定農業者を目指す意欲ある担い手の育成、確保に努めるとともに、新規就農者に対して農業経営が定着するまで支援していく。

兼業農家を含め、農家数の維持に努める。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

作業の効率化が期待できる防除作業等の委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①イノシシ対策として電気柵設置を推進する。共同設置を設置を推進していく。

⑦草刈りに関する団体やNPO法人の研究に取り組む。

⑩特産品等の6次産業化を推進する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上での表示	備考
利用者	水稻、野菜、牧草	0.9 ha	ha	水稻、野菜、牧草	3.2 ha	ha	耕作者A	袋田	
利用者	果樹、野菜	1 ha	ha	果樹、野菜	0.6 ha	ha	耕作者B	袋田	
利用者	野菜、茶、果樹	1 ha	ha	野菜、茶、果樹	0.3 ha	ha	耕作者C	袋田	
認農	水稻	0.3 ha	ha	水稻	1.1 ha	ha	耕作者D	袋田	
利用者	果樹	1.7 ha	ha	果樹	0.9 ha	ha	耕作者E	袋田	
認農	そば	1.5 ha	ha	そば	2.3 ha	ha	耕作者F	袋田	
認農	水稻、飼料作	1.5 ha	ha	飼料作	1.7 ha	ha	耕作者G	袋田	
利用者	野菜、水稻	0 ha	ha	野菜、水稻	0.3 ha	ha	耕作者A	下津原	
利用者	漆、こんにゃく、野菜	1.1 ha	ha	漆、こんにゃく、野菜	0.9 ha	ha	耕作者B	下津原	
利用者	水稻	1.6 ha	ha	水稻	1 ha	ha	耕作者A	南田氣	
利用者		0.59 ha	ha		0.59 ha	ha			別途多面的機能交付金対象エリア
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
計	11経営体	11.19 ha	0 ha		12.89 ha	0 ha			

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区的対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

目標地図（袋田）



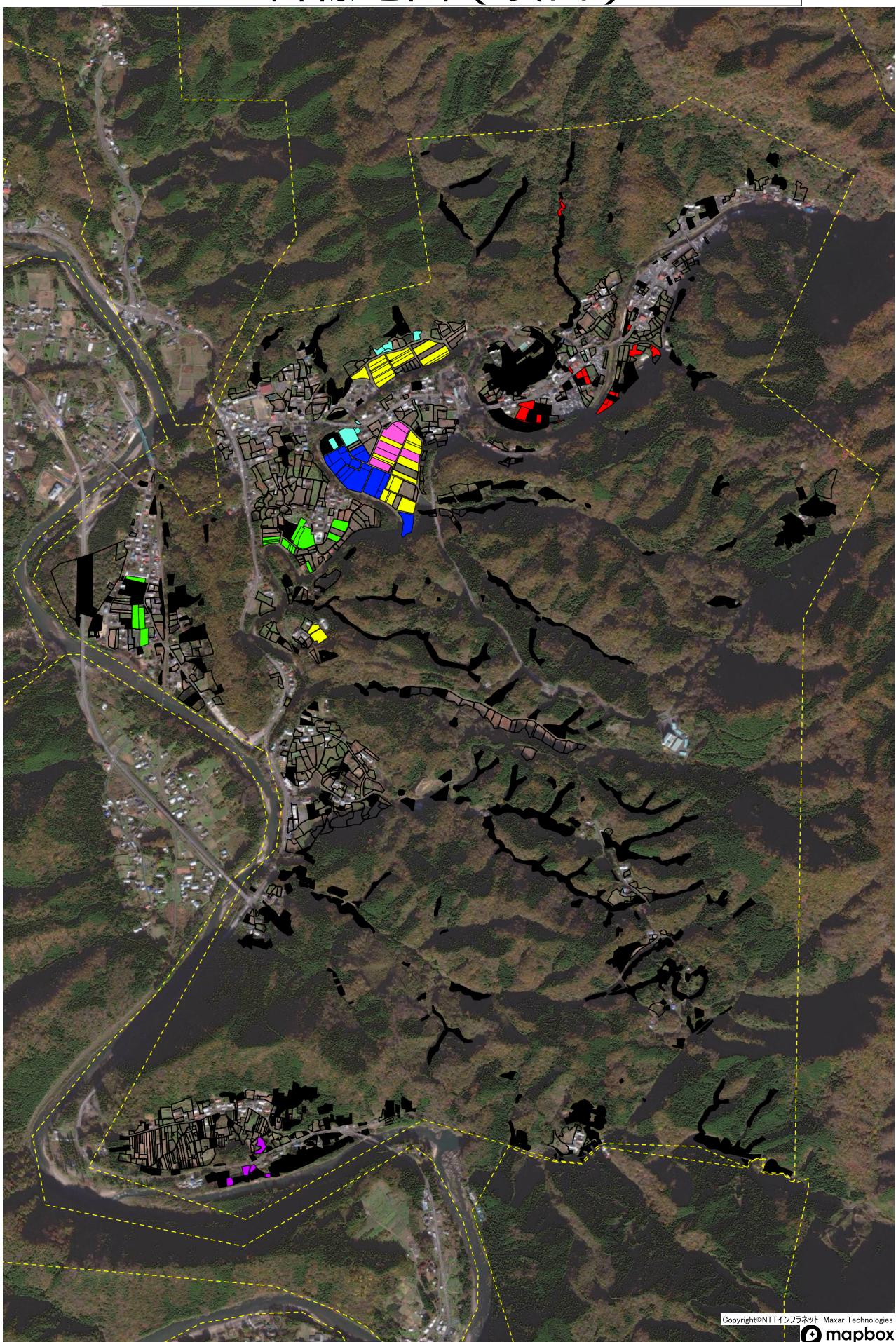
目標地図(確定)

- 耕作者 A
- 耕作者 B
- 耕作者 C
- 耕作者 D
- 耕作者 E
- 耕作者 F
- 耕作者 G

目標地図(候補)

- 農地法第32条第1項第1号(未登)
- 再生計画が既に実施済の農地
- 外因的要因で調査不可

地域計画対象地は、色付き農地のみとする。
遊休農地（黒色）は対象外。



Copyright © NTTインフラネット、Maxar Technologies



1 : 5500

0 144 288 576

目標地図（下津原）



Copyright © NTTインフラネット、Maxar Technologies



1 : 4000

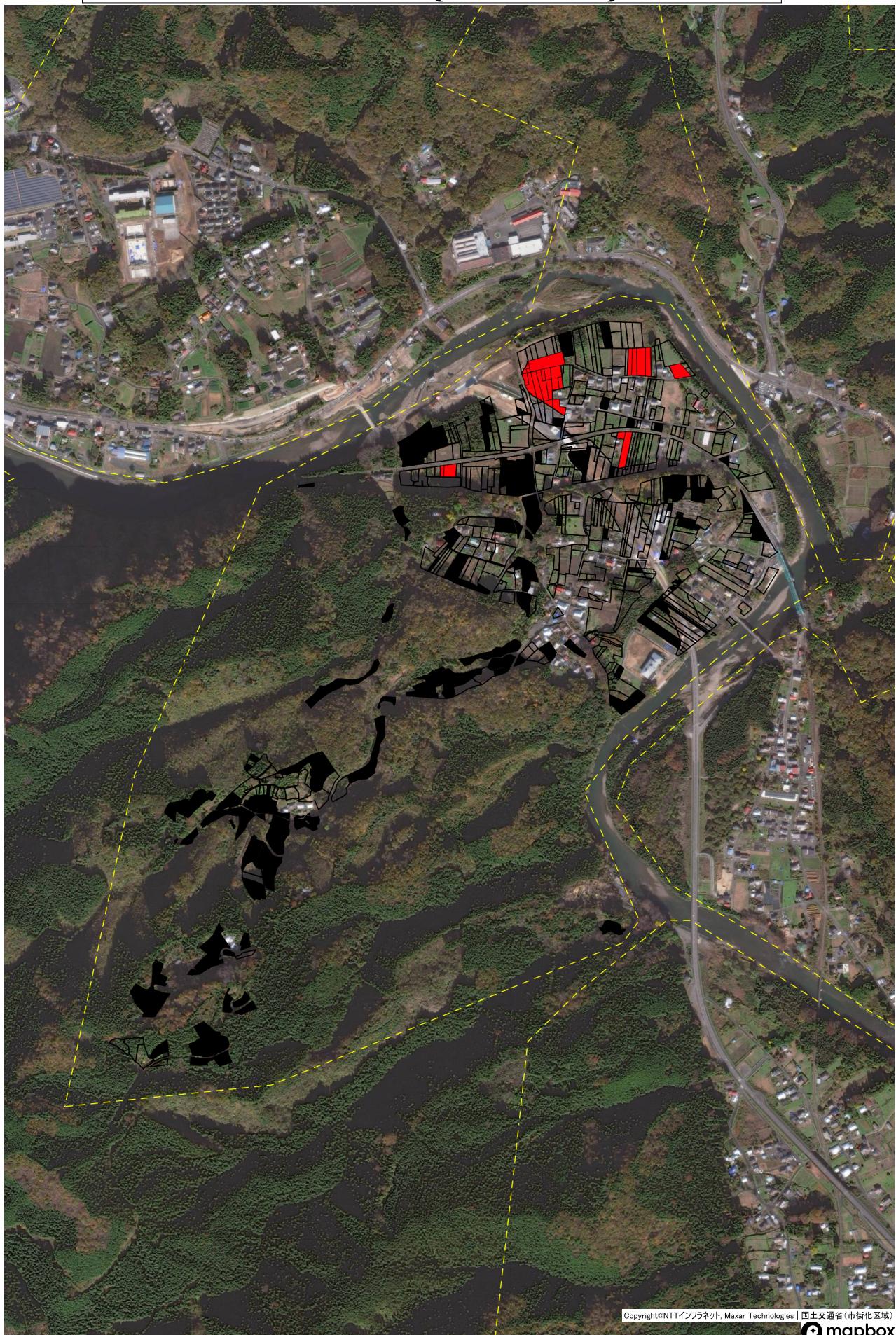
0 108 216 432

目標地図（南田気）



目標地図(未来)
耕作者 A
目標地図(現状)
適休農地区分
■ 農地法第32条第1項第1号(緑)
■ 再生利用が困難な農地
■ 外因的理由で調査不可

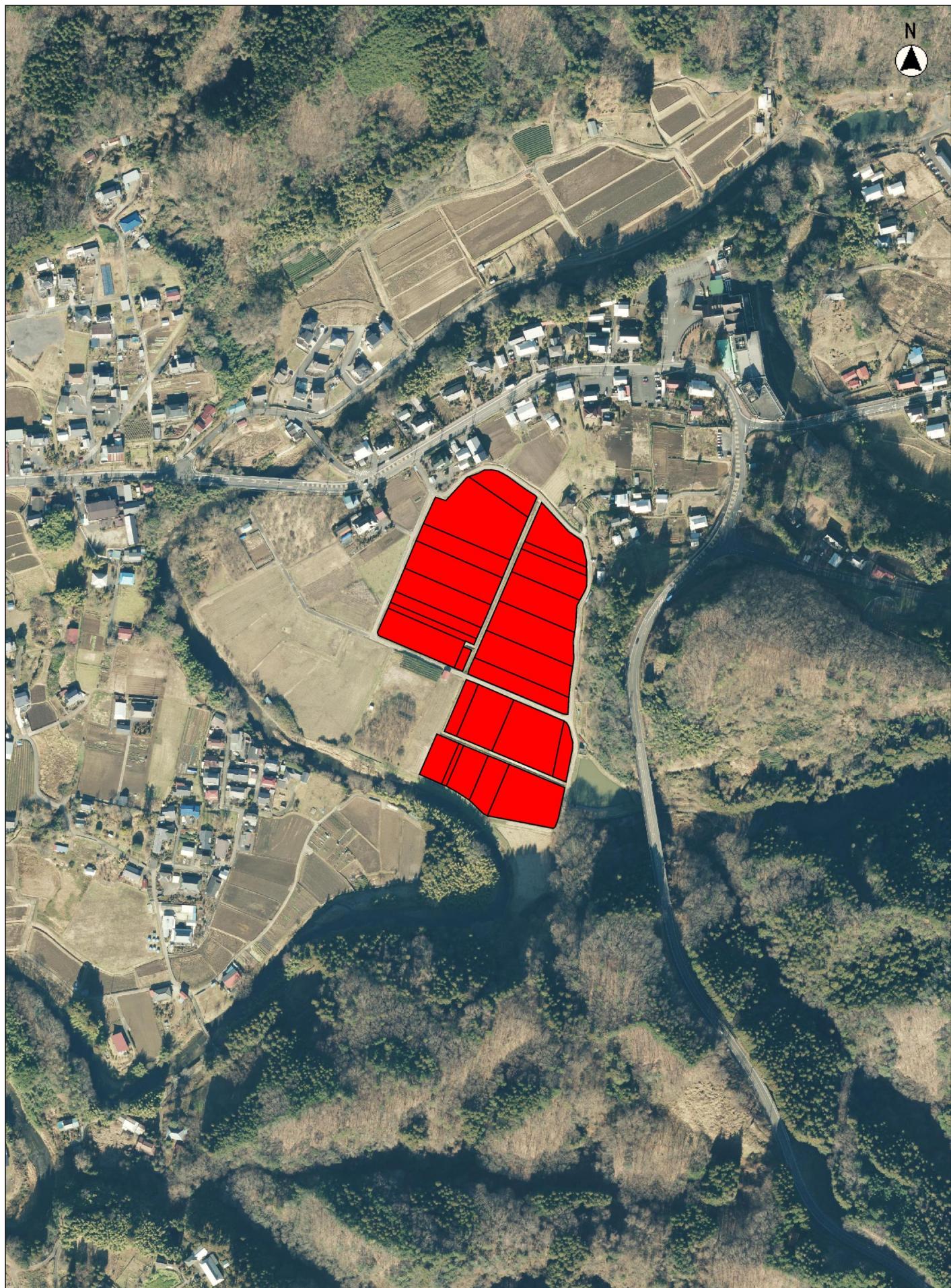
地域計画対象地は、色付き農地のみとする。
適休農地(黒色)は対象外。



1 : 3500

0 96 192 384

袋田1地区_多面的機能支払交付金対象エリア



縮尺 1 : 3000

100 50 0